

## 27 健康な暮らしを守る対策の充実強化について

(厚生労働省)

### 提案の要旨

#### 新型インフルエンザ等感染症対策の推進 食の安全と安心の確保

### 現状及び課題

#### 【現状】

##### 新型インフルエンザ等感染症対策

(H5N1)インフルエンザが家禽の間に世界的に流行しており、人への感染も報告されている。更に、このウイルスが変異することにより、人から人へ感染する新型インフルエンザの発生が懸念されている。国際化の進展が急速に進行しており、他の新興・再興感染症を含めた健康危機管理体制の確立が求められている。

〔 高病原性鳥インフルエンザ A (H5N1) 人への感染確定症例数 (2003 年以降) 〕  
平成 19 年 4 月 2 日現在 288 例 死亡例 170 例

##### 食の安全と安心の確保

輸入食品が急増する一方で、全国 31 か所の検疫所が行っている食品の安全性確保のための検査割合は、平成元年に 18.1%であったものが、平成 17 年には 10.2%と大幅に低下しており、昨今の輸入食品の増加に十分対応できていない。

牛肉の安全及び消費者の安心を確保するため、と畜処理される牛の全頭 BSE スクリーニング検査を平成 13 年から開始して、現在、全国の食肉衛生検査所等において国の財政支援を受けて実施している。

〔 平成 17 年 12 月 12 日 米国産牛肉等の輸入再開決定  
平成 18 年 1 月 20 日 脊柱の混入した米国産牛肉が発見され、当日付けで輸入再停止 〕

#### 【課題】

新型インフルエンザが発生した際の医療提供体制の確立を図る必要がある。

また、第一種感染症指定医療機関等感染症対応を行う医療機関を引き続き確保していく必要がある。

輸入食品の多様化や件数の増加に対応するため、検疫時の確認検査を強化する必要がある。また、外国における野菜への農薬の使用実態及び健康食品の成分や健康被害状況等の情報収集体制を強化し、効果的な検疫の実施及び国民への適切な情報提供の推進に努める必要がある。

牛肉の安全及び消費者の安心を確保するため、食肉衛生検査所等における牛の全頭 BSE スクリーニング検査が引き続き必要であり、検査に対する国の継続した支援が必要である。(国の財政支援は平成 20 年 7 月で終了)

### これまでの取組状況及び前年度提案結果

#### 【取組状況】

##### 感染症対策

平成 17 年 12 月 広島県新型インフルエンザ対策行動計画を策定

平成 18 年 10 月 封じ込め期における (H5N1) インフルエンザ医療提供体制を策定

平成 19 年 1 月 平成 18 年度分の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄

##### 食品衛生等対策

平成 13 年 10 月 牛の全頭 BSE スクリーニング検査の実施

平成 14 年 7 月 食品の安全に関する基本方針等検討協議会設置

平成 15 年 3 月 「広島県食品の安全に関する基本方針」策定

平成 16 年 3 月 広島県「食品の安全に関する推進プラン」策定

平成 16 年 7 月 広島県食品安全推進協議会設置

平成 18 年 3 月 第 2 期広島県「食品の安全に関する推進プラン」策定

#### 【前年度提案結果】

新型インフルエンザ対策 (全国枠国費) 9,600 百万円 (対前年度比 104.3%)

輸入食品の監視等の強化 (全国枠国費) 1,900 百万円 (対前年度比 100.0%)

食肉の安全確保対策の推進 (全国枠国費) 2,300 百万円 (対前年度比 69.7%)

## 提案の内容

### 新型インフルエンザ等感染症対策の推進について

- ア 新型インフルエンザ等の感染症対策については，地方の意見も踏まえ，国と地方の役割分担を明確にするとともに，国の責務として検疫体制を強化し，速やかにワクチン接種が行える体制を確保するなど，感染拡大防止のための措置を講じること。
- イ 新型インフルエンザ発生時においては，国を挙げて対策を講じる必要があることから，地方が負担する医療提供体制の確保に要する経費などに十分な財源措置を行うこと。
- ウ 第一種感染症指定医療機関の確保に当たっては，指定が円滑に進むよう，診療報酬上の配慮を行うなど，国として支援すること。
- エ 新型インフルエンザのパンデミック用に備蓄する抗インフルエンザウイルス薬については，廃棄せず，市場流通等の有効活用が図られるシステムを検討すること。

### 食の安全と安心の確保について

#### (1) 輸入食品の安全性を確保するため，検疫所の検査体制及び情報収集体制の強化を図ること

- ア 検疫所における検査員の人数，機器等の充実を図り，農産物や加工食品等の輸入食品検査率の向上を図ること。
- イ 外国産野菜や外国産健康食品等の問題に対応するため，海外での食品の安全に関する情報の収集体制の強化を図ること。

#### (2) 牛肉の安全性の確保体制への支援を行うこと

食肉衛生検査所等で実施する B S E 全頭検査に使用する B S E 検査キット及び付随する消耗品等に対する財政支援を全額継続して実施すること。